

— 会 則 —

第一章 総 則

第一条 当会は山岳クラブ／グーテンタークと称する。

第二条 当会は民主的な運営を行い、親睦を深める例会山行を実施し、相互扶助の精神で和を重んじ、自然の厳しさや楽しさを共有し、安全登山への技術を学び自立した登山者へと成長する、開かれた明るい山岳会となるよう努める。

第二章 財 政

第三条 当会の運営に要する経費は、年会費およびその他の収入をもって充てる。

1. 会員の入会金は2,000円とし、年会費の金額は当該年度の総会で決定する。年会費等の金額は概ね2年ごとに見直しを行なう。
2. 家族で2名以上の会員がいる場合、機関誌等の発刊物は1名分のみを送付する。
3. 年会費は、指定した期日までに納入する。
4. 遭難対策準備金の積立額は300万円を上限とする。
5. 会計監査は会計監査部長が行い、当会の予算・決算を定期総会に報告し承認を得なければならない。

第三章 会 員

第四条 当会の会員は所定の手続きに従い入会を申し込み、事務局長の承認を得た者とする。

1. 会員は、全ての会活動における行事および発刊物の提供を受けることができる。

第五条 会員は、年会費を第三条で定める指定した期日 までに納入しなかった場合、除籍処分とする。

なお、滞納期間中は会員としての一切の権利を有しない。

第四章 役職と任務、リーダー会

第六条 当会は次の役職を置き、それぞれの任務を遂行する。

1. 会長

当会を統括し、代表する。

2. 副会長

会長を補佐し、会長不在時はその職務を代行する。

3. チーフリーダー

月例会を招集し、主催する。提出された山行計画を検討し、これを許可する権限を有する。

会長および副会長が不在時はその職務を代行する。

4. サブチーフリーダー

チーフリーダーを補佐し、チーフリーダー不在時はその職務を代行する。

5. 事務局長

一般事務、各種連絡、会計、会員の把握等を行い、機関紙の発行と会員募集に関しての責任を有する。また事務局として以下の専門部を置く。

- 1) 広報部 機関紙の発行およびホームページの作成管理を行う。
- 2) 会計部 入会金、会費納入の受付および出納管理を行う。
- 3) 会員募集部 会員の募集および入会金受付事務を行う。

6. 遭難対策部

遭難防止の啓蒙活動および遭難発生時の対策を検討し、安全登山に関する指導、緊急連絡網および遭難対策マニュアルの作成、レスキュー訓練の実施等を行う。

7. 装備部

第七条 当会は運営組織としてリーダー会を設け、会長がこれを招集する。第六条に規定された役職に選任された者をリーダー会員とし、これに定期総会で承認を得た者を加えてリーダー会を構成する。リーダー会員は下記に掲げる項目を遂行する。

1. 会運営全般に携わり、第二条の目的達成と会の発展のために必要な提言をすること。
2. 例会山行の企画立案をし、これを実施すること。
3. 技術向上のための企画立案をし、これを実施すること。
4. 定例会の充実を図ること。
5. 随時当会の問題点を探り、これを解決するための提案を行うこと。
6. 次期リーダーの育成に努めること。

第八条 当会はリーダー会の外に以下の部を置く。

会計監査部 会計を監査し定期総会に報告する。

第九条 当会は必要に応じて名誉会長および顧問の役職を置くことができる。

第五章 役員選出

第十条 当会の役職選出は下記のように行う。

1. 会長、チーフリーダーは立候補制とする。立候補者は在籍1年以上の会員とし、在籍3ヶ月以上の会員が投票権を有する。
2. 立候補者は定期総会1ヶ月前の前日までに事務局長に届出をし、定期総会の無記名投票により多数を獲得した者が選出される。立候補者がいない場合は、リーダー会の推薦により定期総会で承認を得た者とする。
3. 立候補者が1名の場合は信任投票とし、信任を得られない場合はリーダー会の推挙を受けた者とする。
4. 副会長は、会長の推薦により定期総会で承認を得た者とする。
5. サブチーフリーダーは、チーフリーダーの推薦により定期総会で承認を得た者とする。
6. リーダー会員は、自薦または他薦によりリーダー会が取りまとめ、定期総会で承認を得た者とする。
7. 名誉会長および顧問は、会長の推薦により定期総会で承認を得た者とする。
8. 第六条に規定された役職の任期は定期総会までの1年間とする。

第六章 運営、活動、安全登山

第十一条 当会は、リーダー会を中心として民主的な運営を行う。

1. 定期総会は当会の最高決定機関であり、4月に会長が招集し開催する。議長はリーダー会が推薦した者とする。在籍3ヶ月以上の会員で構成し、その2分の1以上の出席（委任状を含む）をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決する。
2. リーダー会は会長が招集する。会員はリーダー会に出席し意見を述べるができる。また、会長もしくはリーダー会員の3分の1以上が必要と認めた場合は、臨時リーダー会を開催することができる。
3. 定例会は学習親睦の場とし、原則として第1日曜日に開催し、例会山行の計画を行う。
4. ホームページやメールリングリストを利用して例会山行を計画することも可とする。
5. 例会山行は安全登山を第一義とし、原則として月2回以上実施する。原則として非会員は例会山行に参加することはできない。ただし、既定の申請書類を提出し、チーフリーダーの許可を得た場合はこの限りでない。
6. 岩登り講習会、雪上訓練、救助訓練等、遭難防止のための各種講習会を定期的に行う。
7. その他、当会の目的達成に必要な行事を行う。
8. 会務に係る必要経費を支給することが出来る。

第十二条 全ての会員は安全で楽しい登山を遂行するために、次の事項を遵守し、会活動に積極的に参加する。

1. 山行リーダーは、山行計画書を出発の1週間前までにチーフリーダーに提出して承認を得ること。
また、山行終了後は下山した旨を速やかに報告しなければならない。
2. 会員は、当会の斡旋する山岳共済もしくは市販の山岳保険に加入しなければならない。
3. 会員は、第二条の目的を達成するため、および会の発展のために協力をしなければならない。
4. **非会員が許可を得て例会山行に参加する場合、山行リーダーは1回につき一人2,000円（交通費別を徴収し、後日会計係りに納入しなければならない。**
5. 非会員が山行参加許可申請時に提出する書類が山行実施時まで間に合わない場合にあつては、後日速やかにチーフリーダーに提出すること。

第七章 禁止事項

第十三条 会員は、下記の行為をしてはならない。

1. 当会の信用を傷つけ、または会員の名誉を著しく毀損すること。
2. 当会の秩序または規律を乱すこと。
3. 役職上の地位または会の名を利用して自己の利益を図ること。
4. 正当な理由なく会費を滞納すること。
5. 本会則に反した場合は、リーダー会において本人の釈明を聞いた上で協議し、罰則を決定する。

付 則

1. 本規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができない。
2. 本規約は平成7年4月1日より実施する。

平成 8年4月23日改定

平成 9年4月22日改定

平成10年4月 7日改定

平成12年4月15日改定

平成15年4月20日改定

平成21年4月26日改定

平成24年4月 1日改定

平成25年4月 7日改定

平成27年4月12日改定

平成29年5月14日改定

申し合わせ事項

①山行で発生した交通費については、原則として下記に従い精算する。

- ・ 燃料代： 運転者の申告する燃費と走行距離による実費に、原則として走行1 k mあたり5円を上乗せした金額を、運転者を含めた参加者全員で等分に負担する。
- ・ 有料道路代： 運転者を含めた参加者全員で等分に負担する。

②下山報告に関して

- ・ 原則として留守本部に連絡する。（仮に、留守本部に連絡がつかない場合にはチーフリーダーに連絡する）
- ・ 下山報告は、下山後すみやかに連絡する。（連絡を忘れることが無いよう徹底をお願いしたい。）
- ・ 山行途中で、計画よりも大幅に遅れると判断した時は、遅くとも下山予定時刻までに、遅れる旨を連絡し、下山後には速やかに連絡する。
- ・ 留守本部を受けた者は、パーティが無事下山されたことを確認しなければなりません。万が一、パーティの下山確認等が取れない場合には、すみやかにCL等に連絡をする。